

「機器有効活用マッチング制度」の実施について

リサーチファシリティマネジメントセンターでは、研究設備・機器の有効活用に資する制度を構築するため、「機器有効活用マッチング制度」を実施しています。

「機器有効活用マッチング制度」とは、各施設や研究室等で使用されていない、または今後使用する予定がなくなる研究設備・機器をご提供いただき、譲り受けを希望される方に仲介するという制度です。

令和4年度から、吉田キャンパス、常盤キャンパス、小串キャンパスの全キャンパスを対象に実施いたします。

(1) 趣旨

各施設や研究室等で使用されていない、または今後使用する予定がなくなる研究設備・機器を希望者に仲介するという制度を実施することにより、山口大学が所有する研究設備・機器の有効活用に資することを目的とする。

(2) 実施開始日

令和4年4月1日（金）～

(3) 対象機器

各施設や研究室等で管理している研究設備・機器又は研究設備・機器に付属する什器、消耗品（以下「機器等」という。）を対象とする。よって、単独の什器類、消耗品については対象外する。

(4) 対象者

- ①提供者：全キャンパスの教職員
- ②譲り受け希望者：全キャンパスの教職員

(5) 費用等

- ①機器等の提供は無償とする。
- ②機器等の移設等に費用（移設費、修理費等）が発生する場合は、譲り受け希望者が全て負担する。

【注意事項】

移設、修理又は個人で移設する場合の事故による故障の修理などの全ての費用は、譲

り受けを希望される方の負担となります。センターへの費用に関する要望・相談はご遠慮願います。

(6) 研究設備・機器の提供

- ①提供者は、提供したい機器等の概要をweb入力により提出する。
- ②センターは、提出された概要を参考に実際の機器等の状態を必要に応じ確認する。

【注意事項】

提供者は、「機器の状態」を web 入力される際、なるべく詳しく入力してください。

(7) 譲渡先の公募・決定

- ①機器等の譲渡先は、センターが公募し決定する。ただし、譲り受けの希望が複数あった場合は、提供者の意見を聞き決定する。
- ②一定期間公募しても譲り受けの希望がない場合は、提供者に意向を確認し、公募期間の延長または公募の取り下げを行う。取り下げの場合、機器等は提供者が処分等を行う。

【注意事項】

譲り受けを希望される方は、当該機器等の状況をHP及び提供者に直接確認し、現物確認を必ず行った上で、譲り受けを希望してください。

そのうえで、譲渡された機器に関連した修理等の諸問題が発生した場合は、提供者・譲り受け者双方で話し合いを行い解決してください。センターは仲介等いたしません。

(8) 譲渡

- ①センターは、譲渡先が決定した後、提供者と譲り受け希望者に結果を通知する。
- ②提供者と譲り受け希望者は、機器等の移設の日程等を直接調整する。

(9) その他

- ①本制度を継続して実施するため、提供者及び譲り受け希望者に本制度に関連した聞き取り調査等を行う場合がある。
- ②申請等詳細はセンターHPを参照のこと。

<http://facility.yamaguchi-u.ac.jp/>